

公告第741号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池邊善夫



## 健康保険料率（内訳）の変更について

令和8年2月18日に開催した第109回組合会において、調整保険料の変更に伴い尼崎機械金属健康保険組合の一般保険料率を変更することを決定し、近畿厚生局に届出を行ったので下記により公告します。

### 記

- 1 改定後の保険料率                      101.20/1000   （現行 101.20/1000）
  - (1) 一般保険料率                      99.970/1000   （現行 100.070/1000）

（内訳）    基本保険料率   ： 62.456/1000   （現行 59.734/1000）  
              特定保険料率   ： 37.514/1000   （現行 40.336/1000）

※ 特定保険料率は、一般保険料のうち、高齢者医療などへの支援金等の支払に充てるための保険料率です。
  - (2) 調整保険料率                      1.23/1000   （現行 1.13/1000）

※ 調整保険料とは、全国健康保険組合が共同で実施している事業（高額医療費補助及び財政窮迫組合の助成等）の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は、毎年度、健康保険組合連合会が設定します。
- 2 負担割合  
事業主   ： 50% (50.60/1000)  
被保険者   ： 50% (50.60/1000)
- 3 実施時期  
令和8年3月1日 {同年3月分保険料（任意継続被保険者の方は同年4月分保険料）}  
より

公告第742号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池邊善夫



## 令和8年度における介護保険料率について

令和8年度の介護保険料率は、下記のとおりとなりますので、公告します。

### 記

- 1 令和8年度介護保険料率  
総報酬(標準報酬月額+標準賞与額)の 15.8/1000
- 2 負担割合  
事業主 : 50% (7.90/1000)  
第2号被保険者(本人) : 50% (7.90/1000)  
※ 40歳以上65歳未満の被保険者
- 3 実施時期  
令和8年3月1日{同年3月分保険料(任意継続被保険者の方は同年4月分保険料)}より

公告第743号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池邊善夫



## 令和8年度における子ども・子育て支援金率について

令和8年度の子ども・子育て支援金率は、下記のとおりとなりますので、公告します。

### 記

- 1 令和8年度子ども・子育て支援金率  
総報酬(標準報酬月額+標準賞与額)の  $2.3/1000$
- 2 負担割合  
事業主 : 50% (1.15/1000)  
被保険者 : 50% (1.15/1000)
- 3 実施時期
  - (1) 一般被保険者 : 令和8年4月1日 {同年4月分保険料(5月納付分)} から
  - (2) 任意継続被保険者 : 令和8年4月1日 {同年4月分保険料(4月納付分)} から

公告第744号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池 邊 善 夫



## 令和8年度における平均標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による、当組合の令和7年9月30日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び令和8年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

### 記

- 1 令和7年9月30日現在の平均報酬月額 370,395円
- 2 令和8年度における平均標準報酬月額(等級) 380,000円(26等級)
- 3 適用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 上記2の平均標準報酬月額は、任意継続被保険者の令和8年度における標準報酬月額上限額として適用されるものです。

公告第745号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池 邊 善 夫



## 任意継続被保険者の保険料の前納について

健康保険法第165条第1項の規定による任意継続被保険者の保険料の前納は、4月から9月までもしくは10月から翌年3月までの6ヶ月間または、4月から翌年3月までの12ヶ月間を単位として行うものとする。

ただし、当該6ヶ月または12ヶ月の間において、任意継続被保険者の資格を取得した者または、その資格を喪失することが明らかである者については、当該6ヶ月間または12ヶ月間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以後の期間またはその資格を喪失する日の属する月の前月までの期間の保険料について前納を行うことができる。

公告第746号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池 邊 善 夫



子ども・子育て支援金の新設に伴う  
規約の改定について

令和8年2月18日に開催した第109回組合会において、標記新設に伴い  
尼崎機械金属健康保険組合の組合規約の一部改定することを決定し、近畿厚生  
局に届出を行ったので別添により公告します。

尼崎機械金属健康保険組合同規約 (改定後)

新旧対照表

(令和8年4月1日改正)

新	旧
<p>第1条～第44条 略</p> <p>第5章 保 険 料 (保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金</p> <p>3 子ども・子育て支援金勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>第1条～第44条 略</p> <p>第5章 保 険 料 (保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p>

公告第747号  
令和8年2月25日

尼崎機械金属健康保険組合  
理事長 池 邊 善 夫



## 人間ドック補助金支給規程の改定について

標記に係る組合規程の一部改定について、第109回組合会で確認されたので別添により公告します。

## 人間ドックの補助金支給規程（改定後）

（目的）

第1条 尼崎機械金属健康保険組合の30歳以上の被保険者並びに被扶養者の生活習慣病予防を目的として、短期人間ドック及び日帰り人間ドック等を利用したときに、補助金を支給するものとする。

（成人病検査機関）

第2条 尼崎機械金属健康保険組合及び健康保険組合連合会が契約する生活習慣病検査機関とする。

2 前項の規定に係わらず遠隔地に居住する者にあつては、他の検査機関において、受検することができる。

（利用手続き）

第3条 人間ドックを利用するときは、予め健康保険組合あて利用申込書を提出し、承認書の交付を受けて受検するものとする。

2 第2条第2項に該当する検査機関に申込する場合は、被保険者及び被扶養者が直接検査機関に申込み、その費用の全額を一旦検査機関に支払うものとする。

（補助金の支給額）

第4条 補助金の額は、受検者1人当たり、次に掲げる金額を限度とし、その実費相当額を支給するものとする。ただし、婦人科検診（オプション）については、補助金支給規程を適用し補助金を支給するものとする。

(1) 日帰り人間ドック（日帰り）

- ① 30歳以上の被保険者 25,000円
- ② 30歳以上の被扶養者 25,000円

(2) 短期人間ドック（1泊2日）

- ① 30歳以上の被保険者 25,000円
- ② 30歳以上の被扶養者 25,000円

(3) 脳ドック

- ① 30歳以上の被保険者 15,000円
- ② 30歳以上の被扶養者 15,000円

2 第2条第2項に該当する者についても、補助金の額は上記の額を限度として、その実費相当額を支給する。

（利用者負担額の納付と補助金支給申請手続）

第5条 利用者負担金額は、健康保険組合の発行する納付書により納付し、前条の補助金の額は、健康保険組合から契約検査機関に支払うものとする。

2 第2条第2項等に該当する者で、検査機関で利用料金を支払済のときは、人間ドック利用補助金申請書（様式1号）に必要事項を記入して支払い領収書（写で可）を添え、健康保険組合あて請求するものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。